

公布した規則一覧

令和5年

公布 番号	規則名
53	杉並区パートナーシップ制度に関する規則
54	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区パートナーシップ制度に関する規則を公布する。

令和5年4月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第53号

#### 杉並区パートナーシップ制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号。以下「条例」という。）

第9条の規定によるパートナーシップ制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(届出をすることができる者の要件)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) 双方に、現に配偶者がなく、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(3) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が杉並区内に住所を有すること。

イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

ウ 双方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

(パートナーシップ関係にある旨の届出)

第4条 条例第9条第1項の届出は、パートナーシップ届（第1号様式）及びパートナーシップ届出要件確認書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書その他現に婚姻していないことを証する書類であって区長が適当と認めるもの

(3) 前条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していることを証する書類

(4) パートナーシップ届受理証（第3号様式。以下「受理証」という。）又はパートナーシップ届受理証（転入予定者）（第4号様式。以下「転入予定者受理証」という。）に第12条の未成年の子の氏名を記載すること希望する場合にあっては、子の記載に関する届出書（第5号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出は、パートナーシップ関係にある者の双方が区長が指定する場所に赴いて行わなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出をする者の双方について、本人であることの確認を行うものとする。

4 区長は、次の各号のいずれかの方法により、前項の規定による確認を行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、運転免許証若しくは旅券又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）のうちいずれか1以上の書類を提示させる方法

(2) 本人であることを確認するため区長が適当と認める書類のうちいずれか1又は2以上の書類を提示させる方法

（受理証の交付等）

第5条 区長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした者に受理

証を交付するものとする。ただし、パートナーシップ関係にある者が第3条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、転入予定者受理証を交付するものとする。

- 2 区長は、転入予定者受理証の交付を受けた者が第3条第4号アに該当することとなった場合において、第8条第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に受理証を交付するものとする。

(受理証カードの交付等)

第6条 条例第9条第3項の申請は、パートナーシップ届受理証カード交付申請書(第6号様式)により行わなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

- 3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者にパートナーシップ届受理証カード(第7号様式。以下「受理証カード」という。)を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が第3条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、当該者が同号アに該当することとなり、第8条第1項の規定による届出があった後に交付するものとする。

(公正証書等受理証の交付等)

第7条 受理証の交付を受けた者であって、パートナーシップ公正証書等受理証(第8号様式。以下「公正証書等受理証」という。)の交付を受けようとする者は、パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書(第9号様式)にパートナーシップ関係にある者の双方が互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことについて合意した旨が記載された公正証書の正本又は公証人の認証を受けた私署証書(外国語で記載されたものを除く。以下同じ。)の原本を添えて申請しなければならない。この場合において、区長は、提出を受けた公正証書又は私署証書を複写した上で、その正本又は原本を返還するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、パートナーシップ関係にある者の双方が区長が指定する場所に赴いて行わなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をする者の双方について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

4 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に公正証書等受理証を交付するものとする。

(届出事項等の変更の届出)

第8条 転入予定者受理証の交付を受けた者は、第3条第4号アに該当することとなった場合には、届出事項等変更届(第10号様式。以下「変更届」という。)に第4条第1項第1号に掲げる書類及び転入予定者受理証を添えて、届け出なければならない。

2 前項の規定によるほか、受理証、転入予定者受理証、受理証カード又は公正証書等受理証(以下「受理証等」という。)の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、変更届(第3号に掲げる場合にあっては、子の記載に関する届出書)に区長が必要と認める書類を添えて、届け出なければならない。

(1) 第4条第1項の規定により届け出た事項に変更があった場合

(2) 公正証書等受理証の交付を受けている場合であって、第7条第1項の公正証書又は私署証書の内容に変更があったとき。

(3) 受理証又は転入予定者受理証に第12条の未成年の子の氏名を新たに記載すること希望し、又はその記載を変更し、若しくは消除する場合

(4) 受理証等に第13条に規定する通称名を新たに記載すること希望し、又はその記載を変更し、若しくは消除する場合

3 受理証等の交付を受けた者は、前項の規定による届出をした場合であって、当該受理証等の記載事項に変更があったときは、当該受理証等を区長に返還しなければならない。この場合において、区長は、新たに受理証、転入予定者受理証又は公正証書等受理証を交付するものとする。

4 区長は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証等の再交付)

第9条 受理証等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、パートナーシップ届受理証等再交付申請書（第11号様式）により、受理証等の再交付を申請することができる。

- (1) 受理証等を亡失し、又は滅失した場合
- (2) 受理証等を汚損し、又は破損した場合
- (3) 前条第3項の規定により受理証カードを区長に返還した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた場合

2 前項第2号に掲げる場合の同項の申請には、当該受理証等を添付しなければならない。

3 区長は、第1項による申請があったときは、当該申請をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証等の返還)

第10条 受理証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、区長にパートナーシップ届受理証等返還届（第12号様式）を提出するとともに、当該受理証等（第4号の場合にあっては公正証書等受理証、第5号の場合にあっては発見し、又は回復した受理証等）を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 第3条各号の要件を満たさなくなったとき（同条第4号アに該当しないこととなった場合であって、パートナーシップ関係にある者の一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が転勤その他のやむを得ない事情により杉並区内に住所を有することができないものとして区長が定める場合に該当するときを除く。）。
- (3) 転入予定者受理証の交付を受けた者が第4条第1項の規定による届出の日から3月以内に第3条第4号アに該当することとならなかったとき。
- (4) 公正証書等受理証の交付を受けている場合であって、第7条第1項の公正証書又は私署証書の内容に変更があり、同項の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 受理証等の再交付を受けた場合において、亡失した受理証等を発見し、又

は回復したとき。

(6) パートナーシップ関係にある者のいずれか一方が死亡したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証等の返還請求)

第11条 区長は、次に掲げる場合には、受理証等の交付を受けた者に対し、当該受理証等の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により受理証等の交付を受けたことが判明した場合

(2) 受理証等を不正に使用した場合

(3) 第8条第1項の場合又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当するにもかかわらず、同条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は当該受理証等を返還しない場合

(4) 前条第1項各号のいずれかに該当するにもかかわらず、同項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は受理証等を返還しない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた場合

(子の記載)

第12条 第4条第1項の規定による届出をするに当たって、パートナーシップ関係にある者の双方又は一方に生計を一にする未成年の子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）である当該者に委託されている児童を含む。以下同じ。）がある場合であって、受理証又は転入予定者受理証に当該子の氏名を記載することを希望するときは、当該子（当該子に別に親権を行う者又は未成年後見人がある場合にあっては、当該親権を行う者又は未成年後見人及び当該子の同意を得た上で、当該子に係る住民票の写しその他の当該事実を証する書類を添えなければならない。受理証又は転入予定者受理証に当該子の氏名を新たに記載することを希望して第8条第2項の規定による届出をする場合も、同様とする。

(通称名の記載)

第13条 第4条第1項の規定による届出をするに当たって、パートナーシップ関係にある者の双方又は一方が受理証等に通称名（戸籍に記載又は記録がされている氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして日常生活又は社会生活において使用しているものをいう。以下同じ。）を記載することを希望するときは、当該通称名を日常生活又は社会生活において使用していることを証する書類を添えなければならない。受理証等に当該通称名を新たに記載することを希望して、又はその記載を変更するために第8条第2項の規定による届出をする場合も、同様とする。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月24日から施行する。

パートナーシップ届

杉並区長 宛

私たちは、杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例第2条第3号に規定するパートナーシップ関係にあることを届け出ます。

届出日 年 月 日

届出者

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日生

生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日生

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(※戸籍上の氏名は、氏名欄に通称名を記載した場合に御記入ください。)

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書
- 3 その他 ( )

パートナーシップ届出要件確認書

杉並区長 宛

私たちは、杉並区パートナーシップ制度に関する規則第4条第1項の規定に基づき、以下の事項に該当することを確認します。

なお、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ届受理証を杉並区長に返還します。

年 月 日

確認事項 (※必ずお二人で確認してください。)	回 答 (□に✓をしてください。)
1 杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例第2条第3号に規定するパートナーシップ関係にあること。	□該当します。
2 双方がともに成年に達していること。	□該当します。
3 双方に、現に配偶者がおらず、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。	□該当します。
4 双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。	□該当します。
5 住所について、次のいずれかに該当すること。	
ア 双方が杉並区内に住所を有すること。	□アに該当します。
イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。	□イに該当します。 予定者 _____ 予定日 年 月 日
ウ 双方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。	□ウに該当します。 予定者 _____ 予定日 年 月 日 予定者 _____ 予定日 年 月 日

以上、相違ありません。

氏名（自署）

氏名（自署）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（表）

第 号  
受理日



パートナーシップ届受理証

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

生 生

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例  
第9条第2項の規定に基づき、上記兩名から、パートナーシップ届を受理したことを証  
します。

発行日

杉並区長



(裏)

この受理証の提示を受けられた方へ

杉並区では、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを目指しており、そのための取組の一つとして、パートナーシップ制度を運用しています。

制度利用者が、不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆さまへこの受理証を提示することがあります。事業者の皆さまには、本制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

また、パートナーシップ制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1 杉並区パートナーシップ制度とは

双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2人が、パートナーシップ届を提出した場合に、区がパートナーシップ届受理証を交付し、パートナーシップ関係にあることを証するものです。

2 パートナーシップ関係にある2人がパートナーシップ届を提出するためには、以下の要件の全てに該当している必要があります。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) 双方に、現に配偶者がなく、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(3) 双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が杉並区内に住所を有すること。

イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

ウ 双方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

○通称名を使用している場合（左右記載位置は表面と同一です。）

戸籍上の氏名		
--------	--	--

【特記事項】

（表）

第 号  
受理日



パートナーシップ届受理証（転入予定者）

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
生 生

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例第9条第2項の規定に基づき、上記両名から、パートナーシップ届を受理したことを証します。

転入期限： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本証に上記転入期限までに杉並区内へ転入したことを証する住民票の写しを添えて、届け出てください。なお、上記転入期限までに杉並区内へ転入しなかった場合、本証を返還してください。

発行日

杉並区長



(裏)

この受理証の提示を受けられた方へ

杉並区では、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを目指しており、そのための取組の一つとして、パートナーシップ制度を運用しています。

制度利用者が、不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆さまへこの受理証を提示することがあります。事業者の皆さまには、本制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

また、パートナーシップ制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1 杉並区パートナーシップ制度とは

双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2人が、パートナーシップ届を提出した場合に、区がパートナーシップ届受理証を交付し、パートナーシップ関係にあることを証するものです。

2 パートナーシップ関係にある2人がパートナーシップ届を提出するためには、以下の要件の全てに該当している必要があります。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) 双方に、現に配偶者がなく、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(3) 双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が杉並区内に住所を有すること。

イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

ウ 双方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

○通称名を使用している場合（左右記載位置は表面と同一です。）

戸籍上の氏名		
--------	--	--

【特記事項】

子の記載に関する届出書

杉並区長 宛

杉並区パートナーシップ制度に関する規則（第4条第1項）  
（第8条第2項）の規定に基づき、子の記載について届け出ます。

届出日 年 月 日

届出者

パートナーシップ関係の相手方

届出事項（いずれかに○をしてください。）

- (1) 子の氏名の記載
- (2) 子の氏名の消除
- (3) その他（ ）

子の氏名

子の氏名

子の氏名

子の氏名

※ 子の氏名を新たに記載することを希望するときは、必要な同意を得た上で提出してください。

パートナーシップ届受理証カード交付申請書

杉並区長 宛

杉並区パートナーシップ制度に関する規則第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ届受理証カードの交付を申請します。

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 \_\_\_\_\_

パートナーシップ関係にある2人

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(※戸籍上の氏名は、氏名欄に通称名を記載した場合に御記入ください。)

第7号様式（第6条関係）

(表)

	第 号	受理日
<b>パートナーシップ届受理証カード</b>		
<p>杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例第9条第4項の規定に基づき、パートナーシップ届を受理したことを証します。</p>		
	本人	様
	パートナー	生 様 生
発行日	杉並区長	印

(裏)

戸籍上の氏名等	
本人	パートナー
氏名	氏名
住所	
<p>このカードは、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した二人であることを杉並区に届け出たことを証するものです。</p> <p>法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。</p>	
【特記事項】	

（表）

第 \_\_\_\_\_ 号  
受理日 \_\_\_\_\_



パートナーシップ公正証書等受理証

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
生 生

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

杉並区パートナーシップ制度に関する規則第7条第4項の規定に基づき、上記両名から、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことについて合意した旨を記載した（公正証書の正本）  
（私署証書の原本）を受理したことを証します。

発行日

杉並区長



(裏)

この受理証の提示を受けられた方へ

杉並区では、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを目指しており、そのための取組の一つとして、パートナーシップ制度を運用しています。

制度利用者が、不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆さまへこの受理証を提示することがあります。事業者の皆さまには、本制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

また、パートナーシップ制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1 杉並区パートナーシップ制度とは

双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2人が、パートナーシップ届を提出した場合に、区がパートナーシップ届受理証を交付し、パートナーシップ関係にあることを証するものです。

2 パートナーシップ関係にある2人がパートナーシップ届を提出するためには、以下の要件の全てに該当している必要があります。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) 双方に、現に配偶者がなく、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(3) 双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が杉並区内に住所を有すること。

イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

ウ 双方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

○通称名を使用している場合（左右記載位置は表面と同一です。）

戸籍上の氏名		
--------	--	--

【特記事項】

パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書

杉並区長 宛

杉並区パートナーシップ制度に関する規則第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受理証の交付を申請します。

申請日 年 月 日

申請者

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日生

生年月日 年 月 日生

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(※戸籍上の氏名は、氏名欄に通称名を記載した場合に御記入ください。)

添付書類

- 1 公正証書の正本
- 2 公証人の認証を受けた私署証書の原本

### 届出事項等変更届

杉並区長 宛

杉並区パートナーシップ制度に関する規則（第8条第1項）  
（第8条第2項）の規定に基づき、以下の  
とおり届け出ます。

届出日 年 月 日

届出者

パートナーシップ関係の相手方

※ 該当する□に✓をしてください。

届出時の氏名			
□ 氏 名	変更前		
	変更後		
□ 通 称	変更前		
	変更後		
□ 住 所	変更前		
	変更後		
□ その他 ( )	変更前		
	変更後		

※ 添付書類

- 氏 名 氏名の変更があった者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（3月以内）
- 通 称 ( )
- 住 所 住所の変更があった者の住民票の写し（3月以内）
- その他 ( )

パートナーシップ届受理証等再交付申請書

杉並区長 宛

杉並区パートナーシップ制度に関する規則第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり再交付を申請します。

申請日 年 月 日

申請者

パートナーシップ関係にある2人

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_) (戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

連絡先 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

(※戸籍上の氏名は、氏名欄に通称名を記載した場合に御記入ください。)

再交付を求める受理証等の種類 ※該当する□に✓をしてください。

- パートナーシップ届受理証       パートナーシップ届受理証（転入予定者）  
 パートナーシップ届受理証カード    パートナーシップ公正証書等受理証

再交付を求める理由 ※該当する□に✓をしてください。

	必要書類
<input type="checkbox"/> 亡失・滅失	1 パートナーシップ届出日の翌日から起算して3月以内の場合 (本様式以外の提出は不要) 2 パートナーシップ届出日の翌日から起算して3月超の場合 (以下の書類を提出) (1) 住民票の写し (2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書等
<input type="checkbox"/> 汚損・破損	汚損・破損したパートナーシップ届受理証明書等
<input type="checkbox"/> 記載事項の変更 (受理証カード)	(本様式以外の提出は不要)
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

パートナーシップ届受理証等返還届

杉並区長 宛

杉並区パートナーシップ制度に関する規則第10条第1項の規定に基づき、以下のとおりパートナーシップ届受理証等を返還します。

届出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

届出者 \_\_\_\_\_

パートナーシップ関係にある2人

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

(戸籍上の氏名※ \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(※戸籍上の氏名は、氏名欄に通称名を記載した場合に御記入ください。)

返還する受理証等の種類（該当する□に✓をしてください。）

- パートナーシップ届受理証       パートナーシップ届受理証（転入予定者）  
 パートナーシップ届受理証カード    パートナーシップ公正証書等受理証

返還理由（該当する□に✓をしてください。）

- パートナーシップ関係を解消したため。  
 転出により杉並区内に住所を有しなくなったため。  
 パートナーシップ関係にある者の一方が死亡したため。  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第54号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年杉並区規則第77号）の一部を次のように改正する。

第17条第5号中「占有者名」を「、占有者名その他の占有者が排出した粗大ごみであることを確認することができる事項」に改める。

第39条ただし書中「800円」を「900円」に改め、同条の表を次のように改める。

廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,300円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚
2,300円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 7枚
3,200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 10枚

第41条第1項の表有料ごみ処理券・特大の項中「2,660円」を「3,045円」に改め、同表有料ごみ処理券・大の項中「3,420円」を「3,910円」に改め、同表有料ごみ処理券・中の項中「1,520円」を「1,740円」に改め、同表有料ごみ処理券・小の項中「760円」を「870円」に改める。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第32条関係）

種 目	番号	品 目	単 価
電気・ガス・	1	ミシン（卓上式のもの）	900円

## 石油器具

2	ミシン（卓上式のものを除く。）	2, 300円
3	ガス・レンジテーブル（据置型）	400円
4	ガス・レンジテーブル（ビルトイン型）	900円
5	電子レンジ	400円
6	オーブンレンジ（据置型）	900円
7	オーブンレンジ（ビルトイン型）	2, 300円
8	食器洗い乾燥機	1, 300円
9	湯沸器（台所用）	400円
10	給湯器	900円
11	オイルヒーター	900円
12	ストーブ（ファンヒーターを含む。）	400円
13	扇風機	400円
14	除湿器	400円
15	換気扇	400円
16	電気掃除機	400円
17	照明器具	400円
18	ステレオセット（幅80センチメートル未満のもの）	900円
19	ステレオセット（幅80センチメートル以上のもの）	2, 300円
20	スピーカー（最大辺50センチメートル未満のもの）	400円
21	スピーカー（最大辺50センチメートル以上のもの）	900円
22	オーディオ機器（単体のもの。スピーカーを除く。）	400円
23	ビデオデッキ	400円
24	こたつ（こたつ板を含む。）	400円
25	加湿器	400円
26	空気清浄機	400円
27	小型調理器	400円

家具・寝具	1	箱物家具（高さ、幅及び奥行きの合計が180センチメートル未満のもの）	400円
	2	箱物家具（高さ、幅及び奥行きの合計が180センチメートル以上225センチメートル未満のもの）	900円
	3	箱物家具（高さ、幅及び奥行きの合計が225センチメートル以上315センチメートル未満のもの）	1,300円
	4	箱物家具（高さ、幅及び奥行きの合計が315センチメートル以上405センチメートル未満のもの）	2,300円
	5	箱物家具（高さ、幅及び奥行きの合計が405センチメートル以上のもの）	3,200円
	6	テーブル及び座卓（最大辺100センチメートル未満のもの）	400円
	7	テーブル及び座卓（最大辺100センチメートル以上150センチメートル未満のもの）	900円
	8	テーブル及び座卓（最大辺150センチメートル以上のもの）	1,300円
	9	ソファ（1人用のもの）	900円
	10	ソファ（2人以上用のもの）	2,300円
	11	椅子（ソファを除く。）	400円
	12	片袖机	1,300円
	13	袖なし机	900円
	14	両袖机	3,200円
	15	敷物（2畳未満）	400円
	16	敷物（2畳以上）	900円
	17	ウッドカーペット	1,300円
	18	アコーディオンカーテン	900円
	19	ブラインド	400円
	20	ベッドマット（シングル）	1,300円
	21	ベッドマット（ダブル）	2,300円
	22	ベッド（シングルサイズのもの。ベッドマットを除く。）	1,300円

	23	ベッド（ダブルサイズのもの。ベッドマットを除く。）	2,300円
	24	布団	400円
	25	マットレス（スプリングがないもの。ベッドマットを除く。）	400円
	26	座布団	400円
オフィスオートメーション機器	1	ワードプロセッサ（ノート型を除く。）	900円
	2	ワードプロセッサ（ノート型）	400円
	3	オフィスオートメーション機器（プリンター及びワードプロセッサを除く。）	1,300円
	4	プリンター（10キログラム以下のもの）	400円
	5	プリンター（10キログラムを超えるもの）	900円
趣味用品	1	オルガン及び電子ピアノ	3,200円
	2	スキー用具	400円
	3	ゴルフクラブ	400円
	4	ゴルフバッグ	400円
	5	サーフボード	400円
	6	サイクリングマシン（自転車を除く。）	1,300円
	7	ローイングマシン	900円
	8	ランニングマシン	2,300円
	9	ぶら下がり健康器	900円
	10	スノーボード（板）	400円
その他	1	スーツケース（キャスターバッグ）	400円
	2	編み機	900円
	3	洗面化粧台	1,300円
	4	畳（1畳）	1,300円
	5	畳（半畳）	900円
	6	建具（アルミサッシ及びガラス戸）	900円

7	建具（アルミサッシ及びガラス戸を除く。）	400円
8	物干し竿	400円
9	衣装箱	400円
10	自転車（16インチ以下のもの）	400円
11	自転車（16インチを超えるもの）	900円
12	脚立（高さ100センチメートル未満のもの）	400円
13	脚立（高さ100センチメートル以上のもの）	900円
14	子ども用遊具（滑り台）	900円
15	子ども用遊具（滑り台を除く。）	400円
16	ベビーベッド用ベッドマット	400円
17	ベビーベッド（ベッドマットを除く。）	900円
18	乳児用具（ベビーベッド（ベッドマットを含む。）を除く。）	400円
19	水槽（最大辺60センチメートル以下のもの）	400円
20	水槽（最大辺60センチメートルを超え120センチメートル以下のもの）	1,300円
21	チャイルドシート	400円
22	ポリ容器、ポリタンク及びごみ容器	400円
23	布団干し（室内用）	400円

#### 備考

- (1) 粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。ただし、占有者が粗大ごみを区長の指定する施設に搬入する場合の廃棄物処理手数料の額は、当該品目1点につき400円とする。
- (2) 品目の欄に掲げる品目以外の品目（以下「その他の品目」という。）に係る単価は、その他の品目の大きさ、重さ又は用途を考慮して、品目の欄に掲げる品目のうちその他の品目に最も近いものとみなした品目に係る単価の

欄に掲げる金額とする。

- (3) 備考(2)によってもなお単価を決定できない品目に係る単価は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区 分	単 価
重量が10キログラム以下の品目	400円
重量が10キログラムを超え、20キログラム以下の品目	900円
重量が20キログラムを超え、30キログラム以下の品目	1,300円
重量が30キログラムを超え、50キログラム以下の品目	2,300円
重量が50キログラムを超え、70キログラム以下の品目	3,200円

- (4) 品目の欄に掲げる品目及びその他の品目については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物に該当するものを除く。

第1号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削る。

第2号様式中「㊟」を削る。

第3号様式中「あて」を「宛」に改め、「㊟」を削る。

第14号様式から第17号様式までを次のように改める。

第14号様式（第40条、第41条関係）



寸法 縦 85ミリメートル  
横 120ミリメートル  
刷色 深緑色

第15号様式（第40条、第41条関係）



寸法 縦 85ミリメートル  
横 120ミリメートル  
刷色 青色

第16号様式（第40条、第41条関係）



寸法 縦 85ミリメートル  
横 120ミリメートル  
刷色 赤色

第17号様式（第40条、第41条関係）



寸法 縦 85ミリメートル  
横 120ミリメートル  
刷色 黄色

第17号の2様式中「印」を削る。

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

No. \_\_\_\_\_

手数料減免申請書

年 月 日

杉並区長 宛

(申請者) 住所  
氏名

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第48条の規定により、手数料の減額免除  
について下記のとおり申請します。

記

1 排出場所

2 期 間 年 月 日から  
(排出日)

年 月 日まで

3 排出品目

4 排 出 量 kg・l・頭

5 申請理由

年 月 日

手数料減免承認書

様

杉並区長

印

年 月 日付で申請のあった手数料の減額免除については、下記のとおり承認します。

記

1 排出場所

2 期 間  
(排出日)

年 月 日から

年 月 日まで

3 排出品目

4 排 出 量

kg・l・頭

5 減額割合

6 減免理由

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第17条第5号の改正規定並びに第1号様式から第3号様式まで及び第17号の2様式から第19号様式までの改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第14号様式から第17号様式までに規定する事業系有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、改正前の第1号様式から第3号様式まで、第17号の2様式及び第18号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。